

## 第26期火災予防審議会人命安全対策部会 第7回部会 開催結果

### 1 日 時

令和7年2月7日(金) 午後10時00分から午後11時53分まで

### 2 場 所

出版クラブホール403・404会議室(千代田区神田神保町1-32)

### 3 出席者(二重線:リモート参加)

#### (1) 委 員(敬称省略:五十音順)

飯泉 洋、池畠 由華、唐沢 かおり、佐古 慎一、佐野 友紀、白取 貴幸、鈴木 恵子、高橋 明子、  
中山 信行、中原 修、野口 貴文、長谷見雄二、藤野 珠枝、古川 容子、水野 雅之、諸田 知直、  
横山 和司、吉岡 英樹、渡辺 剛英 (計19名)

#### (2) 東京消防庁関係者

予防部長、予防部参事、予防部副参事(予防技術担当)、予防対策担当係長、建築係長、消防設備係長、  
指導係長、係員3名 (計10名)

### 4 議 事

- (1) これからの時代にふさわしい防災センターのあり方
- (2) 関係者不在施設等における防火管理について
- (3) 新しい使用形態を有する施設等の防火安全対策

### 5 資料一覧

資料1 これからの時代にふさわしい防災センターのあり方

資料2 関係者不在施設等における防火管理について

資料3 新しい使用形態を有する施設等の防火安全対策

資料4 答申書(案)

参考資料 部会(第6回)議事録

### 6 議事速記録

#### 【事務局】

ただいまから、火災予防審議会人命安全対策部会第7回部会を始めさせていただきます。

本日は、部会員19名の皆様方にご出席をいただいております。内訳につきましては、対面で12名、オンラインで7名のご参加となります。本日、大宮委員、重森委員がご欠席となっております。

配布資料につきましては、会議次第の下に置いてあります資料1から4、参考資料となります。資料につきましては、1から3が、パワーポイントの資料、そして、資料4の方針案につきましては、フラットファイルに入れています。参考資料につきましては、フラットファイルにインデックスで示させておりますので、ご確認いただければと思います。

次に、本日の部会の流れを説明させていただきます。本日の議事は、答申書案についてですが、内容についてはそれぞれの検討テーマごとにご審議をいただきたいと考えております。

はじめに、議事1で、防災センターのあり方についてご説明をいたします。次に、議事2で、関係者不在施設における防火管理についてご説明いたします。最後に、議事3で、新しい使用形態を有する施設等の防火安全対策についてご説明をいたします。

また、前回の部会でいただきましたご意見等は、本日の説明に反映させていただいているほか、参考資料に議事録としてまとめさせていただいております。

それでは、議事に入らせていただきます。議事の進行は、議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

#### 【議長】

皆様、おはようございます。それでは、議事次第にのっとりまして、まず、最初の防災センターのあり方からご説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、これからの時代にふさわしい防災センターのあり方についてご説明をさせていただきます。ただいま、Web参加の方にもパワーポイントの資料を画面共有させていただきました。それではまず、こちらの資料からご説明をさせていただきます。まず、パワーポイント1枚目をご覧ください。

こちらが、諮問内容の振返りでございます。諮問事項としまして、安全安心で持続可能な東京の実現に向けた、長期にわたり使用され、または、使用形態が多様化する防火対象物に対する防火安全対策というテーマをいただき、検討を進めていく項目として、課題を3つに分けて検討してきたところでございます。

1つ目の課題が、これからの時代にふさわしい防災センターのあり方や自衛消防体制、2つ目の課題が、無人や少人数で管理・運営する施設の防火管理のあり方、3つ目の課題が、新しい使用形態を有する施設等の防火安全対策でございます。

次の資料をご覧ください。こちらは、答申書の構成について示したものでございます。まず、第1章で審議の経過を記載させていただいております。第2章から第4章までが、それぞれのテーマごとの内容を個別に記載しております。第5章で推進すべき対策として、それぞれのテーマごとの提言について簡単にまとめております。第6章は資料編でございます。

それでは、次のスライドをご覧ください。最初に、課題の1つ目であり、これからの時代にふさわしい防災センターのあり方や自衛消防体制の答申案についてご説明をさせていただきます。まず、この課題の背景としましては、人口減少による人材不足が社会課題となっている一方で、防災センター要員につきましては、火災予防条例で、人を貼り付けて常時監視することを義務付けていることが課題として上がっております。

この課題の解決のために、現行の基準と同等の安全性を確保した上で、合理化を図れないか検討してまいりました。その中で、テーマを2つに分けて検討を進めております。

課題の1つ目が、防災センター要員の活動をデジタル技術等で代替できないというものでございます。こちらにつきましては、火災時に初期消火等を行う防災センター要員の対応行動をシステムや技術等により代替できないか検討を進めたものでございます。

課題の2つ目が、防災センターの遠隔監視の実施についてでございます。こちらにつきましては、火災の際

に防災センターに残って情報収集ですとか、119番通報等を行う防災センター要員の行動を遠隔監視場所で実施できないか、検討したものでございます。

それでは、それぞれの検討内容について簡単にご説明をさせていただきます。まず、課題1の検討につきましては、最初にデジタル技術等の調査を進めさせていただきました。その調査結果を踏まえて、実際の防火対象物を使用した自衛消防活動の検証をしております。

検討の結果としまして、セキュリティシステム等の技術の活用により、防災センター要員の活動時間が短縮できるということが分かりましたので、防災センター要員の活動を、デジタル技術等によって代替することが可能であるというような内容でございます。

また、議論の中で、新技術等への柔軟な対応が必要だということで、想定されていない新技術にも柔軟に対応できる制度設計が必要だというご意見をいただいたほか、デジタル技術を含めた実効性の確認のために定期的な再検証が必要だというようなご意見をいただきました。

次のスライドをご覧ください。こちらが課題2の検討内容についてご説明したのになります。課題2につきましては、最初に他の消防本部等の先行事例等の調査をさせていただきました。また、この調査結果を踏まえて、遠隔監視の類型を6種類に分類して検討しております。この6種類が、このスライドの表の部分でございます。上半分がフェーズ2としまして、遠隔監視場所で監視のみを行うパターン、下半分がフェーズ3としまして、遠隔監視場所で消防用設備の監視と操作の両方を行うパターンでございます。

フェーズ3につきましては、国の規格症例の整理等が必要だということが分かりましたので、今回の部会では、現行基準で実現可能と考えられますフェーズ2遠隔監視場所で監視のみを行うパターンに限定して検討を進めさせていただきました。また、この中で、パターン2とパターン3、この2つは、要望等が多いものでございましたので、この2つについては、実際の防火対象物で検証をさせていただいたところでございます。

検討結果としましては、近隣の待機場所等に応援要員を配置するなど、適切な態勢を整備されることで、限界活動時間9分以内の活動が可能であるということが分かりました。また、このパターン2、パターン3では、防災センターが無人となる時間帯がございますので、その間に消防隊が到着した場合の対策が必要だということも分かりました。

また、早期に119番通報する体制が必要だというご意見をいただきました。こちらは遠隔監視の場合は、現場確認に現行基準のものよりも時間がかかることが分かりましたので、119番通報を早期に実施する対策が必要ということで検討させていただいたものでございます。

最後に、将来の体制としまして、遠隔監視場所からの消防設備の操作が認められるようになれば、フェーズ3に移行してまいりますので、今回ご検討いただいたフェーズ2の検討を基礎にさらなる発展的な検討が必要と考えております。

次のスライドをご覧ください。こちらが、提言についてまとめたものでございます。課題第1の提言としましては、防災センター要員の対応行動の合理化を推進するべき、技術の妥当性については、第三者機関の防災評価で判断するべき、検証を定期的実施し、専門家の助言を受けるべき、といった内容になっております。課題2の提言としましては、防災センター要員の配置の最適化を図るべき、防災センター要員到着前に消防隊が遅滞なく活動開始できる対策を講じるべき、これは、遠隔監視場所から消防隊へ情報提供するための大型モニター等を想定しております。最後に、早期に119番通報をする対策を講じるべき、とさせていただいております。

それでは、実際の答申書案のご説明をさせていただきますので、フラットファイルに綴じております答申書

案をご覧ください。

まず、1枚おめくりいただきますと、2ページ目、第1章審議の結果というところがございまして、こちらから簡単にご説明させていただきます。第1章につきましては、第1節でまず諮問事項について記載しております。第2節は、審議の流れということで、令和5年度にやったこと、令和6年度に審議いただいたことを簡単にまとめております。第3節は、部会の開催経過についてでございます。

1枚おめくりいただいて、5ページ目をご覧ください。今回、第4節で本答申書の構成という記載を入れております。本答申書につきましては、第2章から第4章のところ、それぞれのテーマごとの検討内容をまとめております。第2章が、これからの時代にふさわしい防災センターのあり方や自衛消防体制。第3章、すみません。現行は、関係者不在施設の現状と課題とあるんですが、こちらは無人や少人数で管理運営する施設の防火管理のあり方でございますので、訂正させていただきます。第3章が、無人や少人数で管理運営する施設の防火管理のあり方。第4章が新しい使用形態を有する施設等の防火安全対策でございます。各章において、詳細な検討内容をまとめ、最終章であります第5章において今後の防火安全対策の推進に向けた具体的な提言を簡潔に記載しております。

それでは、1枚おめくりいただき、第2章のところをご覧ください。防災センターの在り方のところをご説明させていただきます。第2章につきましては、まず、第1節で防災センターを取り巻く現状と課題について記載しております。こちらにつきましては、東京都においても総人口が2030年をピークとして緩やかな減少に転じること、生産年齢人口が2025年をピークに減少するようなことを記載しております。

1枚おめくりいただきますと、2番で防災センターの現状というようなページがございまして、こちらにつきましては、現在の東京都内に設置されております建物の防災センターの状況ですとか、現行の防災センターの基準について簡単に記載をしたところがございます。次のページ、3番がヒアリング調査の結果と課題でございます。令和5年度に実施しましたヒアリング調査の結果を受けて、最も顕著な防災センターの課題として人材不足が挙げられること、新規の募集を行っても応募者が少なく、人材確保に苦慮しているといった内容を記載しております。このヒアリング調査の結果を踏まえて、次の2項目を重点的な検討課題としております。(1)防災センター要員に関する基準の合理化の検討、(2)は防災センターの遠隔監視の検討でございます。

第2節、防災センター要員に関する基準の合理化についてでございます。こちらにつきましては、最初に1番としまして、現行の防災センター要員の人数の算定方法について記載しております。この中で、限界時間のお話が出ていますので、(1)としまして、現行の限界時間の内容、それから、現行の限界時間を設定した根拠となった建築物防災対策行動の内容を入れております。また、(2)としまして防災センター要員が実施する対応行動について、現行の内容を記載させていただいております。また、図2-2-1につきましては、防災センター要員の対応行動をシーケンスで表したものを記載しております。2番としまして、防災センター要員の対応行動の効率化で、ここからが、実際に現場駆けつけ員の対応行動に着目し、その効率化方策を部会の中でご検討いただいたものを記載しております。(1)としまして、火災現場の確認やスプリンクラー設備等の作動状況の確認につきましては、監視カメラや設備の起動信号によって確認をすることができること。1枚おめくりいただきまして、(2)火災などの状況報告につきましては、ウェアブルカメラの活用といったものでより多くの情報を即時に取得することができること。また、単独行動中に事故等が発生した場合でも、防災センター側で遅滞なく把握できることを記載しております。

(3)は避難状況の確認でございます。こちらは屋内位置情報システムですとか、空間環境センサーを例示

として記載させていただいております。

次のページ、(4)が防火区画の形成確認についてでございます。こちらは防火設備からの閉鎖信号やセキュリティシステム等による確認ということを例示として入れております。

次のページをご覧ください。3番が防災センター要員の対応行動を機械等に代替した際の機能の確認についてでございます。新築等のこれから評価を受けるものとなります。これについては、防災センター要員の対応行動の代替策の強化として、機械による評価制度を活用し、防火対象物ごとの個別評価を実施することが適当であると記載をさせていただいております。

(1)が評価を受けた防災センターのシステム等の維持管理でございます。こちらにつきましては、アの日常設定による維持管理と、イの定期的実施する検証訓練。この2つを記載させていただいております。定期的実施する検証訓練につきましては、防災センター評価の内容を熟知した評価機関や防火安全に係る知識や技術を有した専門家の立会いの下で実施し、必要な助言を行うべきであるという内容にさせていただいております。

次のページをご覧ください。4番からが検証の内容についてでございます。現行の自衛消防活動と、一部機械やシステム等に代替した自衛消防活動の検証について記載をさせていただいております。(1)が現行の自衛消防活動の検証内容の記載でございます。

次のページをおめくりいただきまして、(2)の方が対応行動の一部をシステム等に差し替えた自衛消防活動の検証の内容を記載しております。また、次のページ(3)のところで検証結果をまとめさせていただいております。

今回の検証によって、対応行動の一部をシステム等に代替することで、防災センター要員による自衛消防活動に要する時間が大幅に短縮されることが分かりました。そういった内容を記載させていただいております。

次のページをご覧ください。5がまとめでございます。防災センター要員の対応行動について、システム等によって一部を代替することの有効性が確認されたという項目と、特に防火区画の形成及び避難状況の確認をシステム等によって代替することができれば、自衛消防活動に要する時間を大きく削減できるといった内容となっております。

また、団体を組んだ実現ということで、初期消火で行う現場駆付け要員を残し、防火活動の形成確認ですとか、避難状況の確認等をシステム等によって代替する方法が現実的であるといった内容を記載させていただいております。

次のページをご覧ください。第3節防災センターの遠隔監視についてでございます。こちらについては、まず、1番としまして、現状の防災センター要員の配置と、それから防災センターに設置されております総合操作盤の現行の基準等について記載をしております。その中で、1か所の遠隔監視場所で、複数棟の監視を行うことができれば、防災センター要員の人数の合理化につながるものと考えて検討を進めさせていただいております。

次のページをご覧ください。2番が消防用設備等の遠隔監視に係る現地調査の内容でございます。まず、(1)としまして、防災センターや総合操作盤が義務とはなっていない一定規模以下の防火対象物についての現地調査の内容を記載しております。

次のページ、(2)が総合操作盤の遠隔監視の状況でございます。こちらは、防災センターの設置は義務とはなっていないんですが、総合操作盤の設置義務がある建物の遠隔監視の状況について調査した結果を

記載しております。

次のページをご覧ください。防災センターの遠隔監視の先行事例でございます。こちらにつきましては、既に福岡市において、防災センターの遠隔監視を実施しているという事例がありましたので、その実際調査の結果を、簡単に記載をさせていただいております。

次のページをご覧ください。ここからは、防災センターの遠隔監視に係る検討でございます。まず、(1)で検討の前提としまして、アからエまでの4項目を記載しております。この中で、特にご覧いただきたいのが、イのところ、監視対象物にはスプリンクラー設備が設置されていること、これが前提となっております。また、ウのところ、遠隔監視を実施する場合でも、限界時間、これはスプリンクラー設備が設置されている場合は9分が基準となりますが、限界時間以内に対応行動を完了させること。それからエの防災センター要員の人数算定につきましては、過去10年間の火災発生状況を考慮し、同時火災は想定しないという内容を記載しております。

また、(2)といたしまして、想定される遠隔監視のパターンを記載しております。次のページ、図2-3-6をご覧ください。こちらが、先ほどのスライドでご説明をさせていただきましたそれぞれのパターンごとの図でございます。こちらも記載させていただいております。(3)につきましては、検討における用語の整理ということで、遠隔監視を検討する際の用語の整理を部会の中でしていただきましたので、その内容を記載しております。

それでは、次のページ(4)からご覧ください。ここからが、先ほどのパターンの1から3の個別の検討内容の記載でございます。(4)のパターン1に係る検討になります。このパターンは、遠隔監視場所で消防用設備等の監視のみを行い、火災時は監視対象物に常駐する指揮要員と初期消火要員が対応を行うものとなります。このパターンでは、監視対象物で自動火災報知設備が作動したことを知らせる信号が遠隔監視場所に入り、遠隔監視員から監視対象物に常駐する指揮要員と初期消火要員に対応の指示を出すことができれば、その後の対応は現行基準と同様となるものでございます。

次のページをご覧ください。パターン2に係る検討でございます。パターン2につきましては、遠隔監視場所で消防用設備等の監視のみを行い、火災時は、監視対象物に常駐する初期消火要員が対応を行うほか、遠隔監視場所から応援要員が駆け付けて、指揮要員の対応行動を行うものになります。

真ん中のところに119番通報に記載について記載をさせていただいておりますが、以下の2段階の実施が望ましいというような記載をさせていただいております。まず、第1に、自動火災報知設備発報時における第1報、第2に初期消火要員の現場確認後における第2報でございます。

次のページ、図2-3-9が、パターン2に係る防災センター要員の対応行動のフロー例になります。この中でも遠隔監視場所の遠隔監視員のところを、通報を第1報と第2報と2回に分けるような形で記載をさせていただいております。クローズの下イがパターン2の検証について記載をしたところでございます。

次のページをご覧ください。ウの検証結果ということで、検証の結果をまとめさせていただいております。現場確認後に119番通報となりますと、現行基準と比較して通報時間に若干の遅れが生じる可能性があるということが分かりましたので、遠隔監視を実施するためには、119番通報を遅滞なく行うための対策が必要であると記載をさせていただいております。

次のページ(6)ですが、パターン3に係る検討でございます。パターン3は遠隔監視場所で情報用設備等の監視のみを行い、火災時は監視対象物以外から応援要員が駆け付けて、初期消火要員と指揮要員の対応行動を行うものとなります。こちらにつきましても、真ん中のところに通報の記載をしておりますが、119番通

報は2段階での実施が必要と記載させていただいております。

次のページをご覧ください。パターン3の検証について記載をしたところで、さらにその次のページのところで、検証結果をまとめさせていただいております。検証の結果としまして、限界時間として設定された9分以内に対応行動の全てが完了することが確認できました。また、自動火災報知設備の発報時に、第1報を通報することで、通報時期を大幅に改善することが可能となる。これについても記載をさせていただいております。

次のページをご覧ください。消防隊の活動に係る対策でございます。パターン2、パターン3につきましては、応援要員到着前に消防隊が到着した場合に求められる対策が必要になりますので、その内容を記載しております。

アとしまして、消防隊の活動についてまとめた部分でございます。このうちの(ア)と(イ)につきましては、建物側でブースターポンプを起動する必要があるということ、(ウ)は最先着した消防隊で遠隔監視場所から、迅速に情報提供できる体制が必要であること、(エ)につきましては、非常用エレベーターの使用について記載をさせていただいております。

イからは、個別の対策を記載したところになります。イがブースターポンプの起動のところで、これは採水口や送水口の直近に起動装置を設けることや、遠隔監視場所から起動する措置といったものを記載させていただいております。

ウにつきましては、消防隊への情報提供方法について記載したところでございます。遠隔監視場所から、消防隊へ情報提供する方法として、大型モニターを記載させていただいております。

次のページをご覧ください。エは、消防隊が容易に防災センターに入ることもできる措置について記載した部分になります。防災センターまでの案内表示ですとか、防災センターみたいな経路のセキュリティの開錠といった内容を記載させていただいております。

(7)が公開時間中及び従業時間中の取扱いでございます。イのところで詳細を記載させていただいておりますが、原則として公開時間中及び従業時間中については、遠隔監視を認めるべきではないとしております。ただし、遠隔監視場所と監視対象物の防災センター、テナント自衛消防隊の間で情報共有できる体制が構築され、遠隔監視場所を中心とした自衛消防体制が確立できる場合は、例外的に容認することが適当とさせていただいております。

次のページ、4番がまとめでございます。防災センターの遠隔監視については、適切な条件及び体制の整備を前提として、その実施が可能とさせていただいております。この条件としましては、防災センターの遠隔監視を実施する場合でも、防災センター要員は定められた限界時間内で対応行動を完了すること。出場してくる消防隊の要請に応じた情報提供や、情報設備の操作を確実に実施できることと。そういった内容を記載しております。また、119番通報については可能な限り早く通報する体制が必要であることを記載させていただいております。

それでは、次のページをご覧ください。次のページ36、第4節のところをご覧ください。その他の検討課題についてまとめた部分でございます。まず、1番としまして、防災センター要員に求める資格の整備について記載をさせていただいております。

次のページの(3)、まとめのところをご覧ください。防災センター要員に求められている自衛消防技術認定証の取得と防災センター要員講習の修了、これはそれぞれ目的が異なっております。また、防災センター要員が未習熟でありますと、火災の進展に大きな影響を与えるということが分かりましたので、現行基準と同

様に防災センター要員に2つの資格の取得を求め、一定の技術や知識を担保するべきという内容を記載させていただいております。また、2番のところで、防災センターに備え付ける図書の電子化について記載をさせていただいております。

次のページをご覧ください。まず、(1)のところで、防災センターに備え付ける図書は、総合操作盤の集中管理を保管するものと位置づけられております。また、火災の際出場してきた消防隊が優先して収集すべき情報は、人命危険、延焼拡大危険、作業危険となっておりますので、遠隔監視場所から消防隊情報提供する体制は、この優先して収集するべき情報を確実に伝達する仕組みとして構築するべきと記載をしております。また、(2)のまとめのところで、遠隔監視場所から消防隊へ情報共有モニター等を介した情報提供体制が確立できていることや、見出しの共通化等による検索性の向上など即時参照を可能とする措置といったものを条件として、電子的保存への移行を容認することが適当と記載をさせていただいております。

次のページをご覧ください。第5節は、防災センターの未来像と推進すべき対策でございます。防災センターの未来像としましては、今後、防火対象物の管理が総合ネットワーク等に一元化が進展し、ビル管理に係る人員の合理化が図られている中で、消防用設備等についても、急速に進歩する新技術等を導入する土壌を整備して、社会の変化に対応していく必要があるとさせていただいております。また、BIMモデル等による一元管理がされていく中では、当然、消防用設備等に係る情報も集約されると記載をさせていただいております。また、119番通報につきましては、通報時には消防用設備等の作動状況だけでなく、監視カメラの映像や建物情報等も含めて消防機関に提供されることが望ましいと記載をさせていただき、消防隊は開始されたタブレット端末等により出場途上から情報にアクセスすることができるべきだというような内容にしております。

次のページ、2が推進するべき対策でございます。防災センター要員の対応行動の合理化についてまとめさせていただいております。人が行うことを前提としていた防災センター要員の対応行動については、システム等によって代替することが可能な項目は合理化を進めるべきだという内容になっております。また、技術の妥当性の評価については、第三者機関による評価制度を活用し、防火対象物の個別の評価を受けることが適当であること。システム等の機能の担保については、日常点検の実施と防火安全に関する知識及び技術を有する専門家等の立会いの下での、定期的な検証の実施が必要だという内容にしております。

(1)につきましては、防災センターの遠隔監視の基準整備でございます。こちらについては、防災センターの遠隔監視に係る規準の整備を推進するべきとさせていただいて、その要件としまして、防災センター要員の対応行動は限界時間内で確実に実施をすること。遠隔監視員や応援要員を含む全ての防災センター要員の間で効果的な情報共有体制を確認すること。火災発生時には防災センターが無人となる時間帯があるものについては、無人時間帯に消防隊が到着した場合に備えた対策が必要であること。火災による被害を軽減するためには、早期の119番通報が必須となること。といった内容を記載をさせていただいております。

第2章の説明は以上になります。このまま、第5章と資料編についても簡単に説明させていただきます。95ページの第5章、推進すべき対策をご覧ください。こちらにつきましては、2章から4章までで記載した内容の最後のまとめ、提言の部分をもう一度簡潔にまとめた部分でございます。

第1節のところで、防災センターのあり方と自衛消防体制についてまとめさせていただいております。次のページ、96ページをご覧ください。ここから、第2節のところで、関係者不在施設の防火安全対策についてまとめさせていただいております。次の97ページで、第3節オールスタンディング形式の劇場等の防火安全対策をまとめさせていただいて、本文の最後の99ページになります第4節のまとめのところで、

答申の総括という形で記載をさせていただいております。

また、後ろの資料編というインデックスが付いているところをご覧ください。資料編につきましては、それぞれのテーマごとに1節、2節、3節とまとめさせていただいております。防災センターのあり方につきましては、第1節のところまでまとめさせていただいております。部会の審議の中で検証の動画をご覧いただいたんですが、その内容を静止画像化したものをつけさせていただいております。1のところは、現行の自衛消防活動の検証でございます。(1)から(3)までで、検証の日時ですとか、想定内容を記載させていただいて、(4)から検証の内容を記載させていただいております。時間と写真が対になるような形で記載をさせていただいております。後ろの6の12ページのところをご覧くださいと、(5)のところは、検証時の時間経過と対応行動ということで、静止画にしますと、動きの時系列が分かりにくいところがございますので、それぞれの防災センター要員が、経過時間に応じてどのような活動をしていたかというのを、表形式でまとめさせていただいております。この後ろの6の15ページにつきましては、一部機械やシステムに代替した検証内容を同じような内容、同じような順序でまとめさせていただいております。また、6の26ページからは、遠隔監視の検証ということで、パターン2に係る検証。最後、6の39ページからが、防災センターの遠隔監視パターン3に係る検証を同じような記述でまとめさせていただきました。

雑駁ではございますが、防災センターの資料の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

#### 【議長】

ありがとうございました。答申書を含めて全体の構成のご説明がございましたが、特に防災センターのあり方についてということを中心にご審議いただければと思います。ご質問、ご意見等がございましたら願います。

#### 【委員】

プロセスをすごく丁寧にまとめていただいて、分かりやすい説明をありがとうございます。

ちょっと気になったことがございまして、防災センターの合理化で、現実を見てということですが、一方で、遠隔監視における負担が増えていくというようなところも、ちょっと見え隠れをしております。そこについては余り言及されていないんですが。

今回の諮問事項では、防災のあり方ということで、直接的には、もしかしたら会議をしていないのかもしれませんが、検証事項として、遠隔監視に係る、これは人だと思っけれども、人員であるとか資格であるとか、訓練であるとか、それから、もしくは、民間にお任せすると、一人当たりの監視棟数が膨大になってしまうようなこともあり得ますので、そういったこのことをちょっと申し送りしておいたほうがいいんじゃないかと感じました。

これについて、お考えを聞かせていただければと思います。

#### 【議長】

事務局、いかがでしょうか。

#### 【事務局】

ご質問をありがとうございます。遠隔監視に係る人員、資格並びに監視棟数の増大の懸念ということで、今お話をいただきましたが、まず、遠隔監視に係るものとしまして、対応行動に係る限界時間というものを9分と定めさせている部分がございます。

その点からも、遠隔監視を行ったからといって、9分以内で活動を終えなければいけないということで、ある程度、範囲というものは絞られるものと認識をしております。

それで、管理棟数が多くなることは、多少予想されますが、その中でも時間内にきちんと終えていただければ、安全面というのは現行と変わらずに確保できるのではないかと考えております。

並びに、遠隔監視と同時に機械化による人員の合理化ということを進めておりますが、それに伴いまして、一人一人のやるべきことの重要性が増すのではないかとということもお話しいただきましたので、あくまでも資格の必要性というものは変えず、必ず資格はお持ちいただく。防災センター要員という資格と、あと自衛消防技術認定証という2つの資格を持つということで、答申にも書かせていただいている次第でございます。

あと、機械化をとれば、人員削減の面においても、そこまでの負担増加というものは、今回に含まれないと、検証の中で示しているということにしました。

#### 【委員】

ありがとうございました。

#### 【議長】

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

#### 【委員】

貴重なご説明大変ありがとうございました。2点ほど質問させていただきます。

パワーポイントの資料に戻らせていただいてよろしいですか。6枚目でお示しいただいたのですが、課題1のほうです。2つ目で、デジタル技術の妥当性は、第三者機関の防災センターの評価で判断すべきということで、お示しいただいているんですが、その第三者機関につきまして、具体的にどのようなところを想定されているのか。例示といいますか、掲載していただいたほうが分かりやすいのではないかなと思いました。これが1点目です。

2点目は、1枚戻っていただいて、5枚目です。今回は、フェーズ2が主たるターゲットということで、今後フェーズ3に進展していくことが当然望ましいんですが、その主たる条件として、遠隔監視場所からの消防施設の操作が認められればという条件付きになります。そこら辺に関して、具体的なロードマップと今東京消防庁さんでお考えでしたら教えていただければ、それも一般の方々にとって大変有意義じゃないかなと思いました次第です。

以上2点ほどよろしく申し上げます。

#### 【事務局】

ご質問ありがとうございます。それでは、事務局からご説明させていただきます。

まず、1点目のデジタル技術等の妥当性は、第三者機関の評価で判断すべきという、この第三者機関になりますが、現行の防災センターにつきましても、実は第三者機関の評価を受けております。この評価を実施し

ているのが、消防設備保守協会というような団体になりますので、こちらの評価の中で、また、有識者の委員会の中での検討を踏まえた評価をしておりますので、この評価の中で整理をしていくべきというような形で考えております。

2点目のフェーズ3に移行する場合のロードマップについてですが、こちらにつきましては、省令の整備や改正というのは、国の総務省消防庁の方で検討されると伺っておりますので、その結果を見て、さらに、当庁でも発展的な検討が必要になってくるだろうといったような方向性を考えております。

**【委員】**

ありがとうございます。今の回答は非常に分かりやすかったです。そこら辺の情報を、資料の中に可能な範囲で追記していただくことが可能でしょうか。

**【事務局】**

承知しました。それでは、答申書に今のご指摘の内容を入れ込むような形で準備させていただきます。

**【委員】**

ありがとうございます。よろしくお願いします。

**【議長】**

ほかはいかがでしょう。渡辺委員、どうぞ。

**【委員】**

今のフェーズ3の話の関係で補足ですが、我々も、関係の事業者団体、主には日本火災報知器工業会と、遠隔操作をする場合の技術的な課題について、勉強会を開催しているところです。

現在の基準について正確に申しますと、遠隔操作を禁じる規定が直接的にはないのですが、もともと遠隔操作ができるというインターネット上の技術みたいなものがない時代の基準なので、想定されていないという状態です。ルールが結局存在していない、禁止はしていないがルールが存在しないという状態です。

今、主には外部から操作を、ネットなりを通じてやろうと思う場合に、かなりセキュリティが重要になるんじゃないかということで、どういうセキュリティを求めるべきか、というような点を、論点としてつつ検討しています。

他の分野のセキュリティなども参考にしながら議論をしたいと思っております。しばらくまだ時間がかかりそうです。状況だけですが、補足させていただきました。

**【議長】**

どうもありがとうございました。貴重な情報かと思えます。ほかはいかがでしょう。よろしいですか。今日が最後ですので、もし忘れていたことがございましたら、あとでお気づきの点がありましたら、ご発言いただければと思います。

それでは、2つ目に移りたいと思えます。2つ目は、関係者不在施設についてご説明をお願いいたします。

## 【事務局】

それでは、続きまして、関係者不在施設における防火管理についてということで、すみません、名称のほうが、諮問事項に合わせまして、無人や少人数で管理運営する施設の防火管理のやり方ということで、答申案の構成に従いまして、スライドにまとめましたので、概要をご説明させていただきます。

まず、スライドの項目1、背景のとおり、まず、答申案の第1節で、この検討の背景といたしまして、労働人口の減少のほか、コロナ禍の影響で対面接客を伴わない新たな営業形態として、無人のスポーツジムのような施設が増えてきたことを挙げております。こういったことに対して、常駐が前提となっている現行の防火管理制度では、このような関係者不在施設への対応が想定されていないことから、課題を明確にして実効性のある対策の検討が必要であるということをおっしゃいます。

続いて、スライドの項目に、調査内容と結果、このとおり、答申案の第2節では、まずは関係者不在施設の実態調査について、調査対象や調査方法に触れております。ここで、日常の管理体制や災害時の対応の実態を整理しております。この実態調査の分析結果から、表にありますように、関係者不在施設は滞在時間によって2つのグループに大別でき、それぞれの火災発生時のリスクが異なるということをおっしゃいます。そして、こういったことから、関係者不在施設には一律の対策ではなく、施設の用途や利用実態に応じた対策が必要であるということについておっしゃいます。

続いてスライドの2枚目をご覧ください。スライドの2枚目は、答申書の第3節から第7節までをまとめた内容になります。まず、第3節の概要といたしまして、スライドの項目3、関係者不在施設の防火管理の課題という部分で、1つ目に、日常管理の課題として自主検査の実施が難しいという点をあげております。防火管理者の選任方法と関係者不在の状況により、防火管理体制を分類しまして、1人の防火管理者が複数棟の管理をしていて、なおかつ関係者がいない、不在となるような施設では、特に自主検査の実施が困難になるということをおっしゃいます。

2つ目の課題といたしまして、災害時の初期対応要員が不在になるということをおっしゃいます。この内容については、答申書第4節、5節で、課題と対策を検討しております。具体的には、火災の発見、通報、初期消火、避難誘導の遅れですとか、消防活動への支障というものを課題に挙げております。第5節では、これらの課題に加え、宿泊、火気使用、個室利用、そしてセキュリティ強化といった、施設の利用形態における個別のリスクについても述べております。

この課題への対策として、スライドの項目4、防火管理のあり方に関する提言とガイドラインの策定にまとめましたように、1つ目の日常管理の課題について、実効性のある防火管理体制の確立を提言しております。具体的には、自主検査の巡回パターンを拡充し、外部事業者の活用による点検方法を認めます。また、その場合の実効性の確保のため、契約に定める事項等を明確に示しております。さらに、監視カメラ等のデジタル技術の活用を推奨し、効率的な点検を可能にします。

続いて、提言の2、災害時の対応体制の整備というものにつきましましては、事業者が遠隔場所においても、迅速に対応できる体制や、利用者自身が対応を行う場合においても、安全を考慮した対策とすることを念頭に、災害発生時の発見、通報、初期消火、避難誘導、消防隊の活動といったフェーズに沿って、それぞれ移報体制の構築ですとか、避難経路の確保を含めた強化対策を提言しております。さらに、第6節では、これらの日常管理や災害対応に活用できるデジタル技術について、具体的な製品の例示を交えて活用方法について検討しております。

最後に、これらの提言を踏まえまして、関係者不在施設に係る防火安全対策ガイドラインを策定し、第7節

では、その位置づけや構成を示しております。今後の課題と展望といたしまして、継続的にこういった火災リスクを分析していく仕組みの整備の必要性などを上げ、答申案を作成いたしました。答申案の概要説明は以上になります。

続いて、実際の答申案を見ていただく前に、資料編、6の53ページの次でございますガイドライン案について、前回部会でいただいたご意見を踏まえまして、修正を加えておりますので、変更点のみご説明をさせていただきます。それでは、ガイドライン案をご覧ください。

まずは、1ページ目です。3番用語の定義等の部分につきまして、(1)関係者というところにつきまして、定義を追加しております。次に、責任の主体が事業者にあるということを明確にすべきということについてご意見を数多くいただきましたので、大きな4番、防火安全対策の、こちらのリード文の2行目に、事業者が防火管理における全ての責任があるということについて明記をさせていただいております。

次に、同じく大きな4番、防火安全対策の(1)共通事項ア、関係者不在施設となることの周知について、こちらにつきましては、会員募集や広告といった集客段階での早期周知も必要であるというようなご意見をいただきまして、これについては、事業者の方々にもヒアリングを行わせていただき、事務局で反映について検討させていただきました。このガイドラインへ反映するにあたり、絶対に利用者に周知してしなくてはいけないというのはどの段階なのかということを慎重に検討いたしまして、(ア)(イ)のように、施設利用が明確な段階につきましては、施設利用時、会員登録や予約時に、利用者に必ず周知をすることを求めています。(ウ)の募集広告のように、会員登録や予約のさらに前段階、この集客段階においては、利用者が施設を利用するかまだ未定の段階であって、ここについては同じように必ず周知を求めるかということ、(ア)(イ)とは区別をいたしまして、集客段階についての周知につきましては、周知が望ましいというような形でガイドラインに反映させていただきました。

続いて、ガイドラインの2ページ目に移ります。こちらのオの初期消火(イ)で、初期消火の優先配置について以前のガイドラインでは、文言のみでの表記で伝わりづらい部分がありましたので、設置手順の図1、図2を追加をさせていただきました。

続きまして2ページ目の下段にあります、キ避難誘導の中の緩和条件である容易に見通し、かつ、識別できることということを表す図3、図4につきまして、ページをまたぎまして、3ページに図を追加させていただきます。

続いて、4ページ目に移りまして、5防火管理業務の留意事項(1)自主検査の実施体制イの部分におきまして、デジタル技術を活用した点検の際にも、概ね月に1回は巡回による点検を求めておりましたが、この点検者につきましては、前回の基準で記述ですと防火管理者に限定されてしまうような表記になっておりましたので、こちらの表記は、前アに定めるものとしまして、関係者や外部事業者による巡回も可能である表記に修正をいたしました。

最後に、同じく(2)関係者等の教育の対象となる外部事業者について明確にするために、こちらについても、前アに定めるというような文言を文頭に追加しまして、あくまで防火管理業務に従事をする外部事業者を、今回教育の対象とすることを明確にいたしました。ガイドラインの変更点についての説明は以上になります。

続きまして、同じフラットファイルの答申案第3章の部分のご説明をさせていただきますので、答申案の42ページをご覧ください。ここから、実際の答申案を見ながら、第3章の構成と主要なポイントについてご説明をさせていただきます。まず、答申案につきましては、7つの節で構成されております。それでは、各節ご

との構成要素のポイントを説明させていただきます。

まず、第1節、関係者不在施設の現状と課題ということで、第2項で、まずは関係者不在施設の定義を明確にして、インターネットカフェやコインランドリーなど具体的な施設の例を挙げて説明しております。続いて、第2項の部分では、労働力の不足、デジタル技術の発展ですとか、コロナ禍の影響背景に、関係者不在施設が多様化し増加傾向にあるという現状を説明しております。続いて、第3項に移ります。こちらでは、現行の防火管理制度の課題として、大きく3つの点を挙げております。1点目といたしまして、日常管理の実施の難しさを挙げております。そして、2点目といたしましては、火災時の初期対応の遅れというものを挙げております。最後に3点目といたしまして、こういった多様化する業態に対応した実態把握の必要性というものを挙げさせていただいております。

次に、第4項に移ります。こちらでは、新たな防火管理体制の必要性について述べております。現行の人を前提とした防火管理体制では、関係者不在施設に十分対応できないということから、新たな形態に対応した方防火管理体制が必要であることを訴えております。その中で、デジタル技術の積極的な活用を推進するとともに、関係者が不在となることで生じるリスクについて対策をし、災害時には利用者の初期対応も想定した安全装置を考慮しなければならないので、これらについて検討し、防火安全対策のガイドラインの策定が必要であることを述べております。

続いて、第2節関係者不在施設の実態調査についてです。1番の調査内容につきましては、調査対象とした施設や調査方法について説明しております。ここで、今回の調査についての留意事項といたしまして、今回、幅広い業種に偏りなく調査を実施しておりますが、これが全ての関係者不在施設について網羅したものではないということ、申し添えさせていただいております。

2番目、大きな2項につきましては、施設の運営実態というところでは、図3-2-1、3-2-2にありますように、施設規模による従業員の不在時間帯の違いや、滞在時間とセキュリティの関係性を整備し、関係者不在施設の傾向と課題、特徴について説明しております。

続いて、3日常の管理状況、こちらでは防火管理者の選任状況について、実態や課題を説明しております。また、自主検査の状況について、実施体制の違いですとか、問題点を指摘しております。

4災害時の対応体制の部分です。こちらでは、火災の発見周知から避難・消火活動支援に至るまで、初期対応における対応状況を説明し、現行で捉えている有効な対応ですとか、今後必要な対策について述べております。

5の施設特性による分類、こちらにつきましては、今回の実態調査で大きく利用実態ごとにグループ分けをし、それぞれ特徴が異なり、火災リスクもそれに伴って異なるということが分かりましたので、それについて示しております。

続いて、第3節に移ります。第3節では、日常の管理体制について検討を行いました。1防火管理者の選任体制についてというものにつきましては、次のページで、図3-3-1というもののとおり、こういった個別の選任、重複選任、または関係者が常駐する施設と不在となる施設、それぞれを組み合わせると、大きく4つのパターンに分類ができ、この中でも、特に重複選任かつ関係者が不在となる施設での日常の自主検査の実施について課題となること、これが最も深刻な課題であることを挙げております。

2の自主検査の実施体制というところでは、図3-3-2、こちらでまず自主検査で実施すべき項目を図示しております。現状の巡回による自主検査の実施パターンを図の3-3-3、こちらに示しております。その中で、外部事業者による点検について、効率的な点検の可能性ですとか、その反面、責任の所在が曖昧にな

り、点検の確実性に課題があるということについて挙げております。

これを踏まえまして、3番の巡回の点検の実施方法では、前項で述べました巡回方法のうち、特に外部事業者による巡回時の課題を検討し、点検内容、報告の方法、異常時の対応等を契約書ですとか、消防計画に明示をする必要性について説明しております。

また、アナログ規制見直しの観点から、デジタル技術を活用した点検方法の有効性を説明し、図3-3-6、3-3-5で実際にデジタル技術を活用し、現地に赴くことなく点検を実施しているような例を示しております。

続いて、第4節に移ります。第4節では、災害時の対応方策についての検討を行いました。1項から4項まで、火災発生時のフェーズに沿って、発見通報、初期消火、避難誘導、消防活動支援という順に課題と対策をまとめております。

1の火災の発見と周知、通報です。まずは、災害時にこういったものが適切にできない恐れがあるということ課題として挙げており、対策としましては、例えば、自動火災報知設備等の設置の必要性ですとか、関係者への迅速な情報伝達の重要性を挙げております。また、利用者による通報等も想定されるため、通報要領の周知等を促しております。

2の初期消火活動においては、関係者による迅速な初期消火ができないこと、利用者による初期消火へ不安、対応時の安全確保等が求められております。これに対し、利用者による初期消火を想定した場合、消火器の使用法の周知や初期消火失敗時の避難経路確保といったことができるように、出入り口付近への消火器の優先配置などを対策として挙げております。

3避難誘導におきましては、利用者の自主避難への不安、避難経路の複雑化ですとか周知不足、非常による避難障害など、様々な課題を挙げております。これに対し、避難経路の明確化や2方向避難の重要性を説明し、また、遠隔からの避難誘導の支援体制の必要性を挙げております。

次に、続きまして、消防活動支援の段階では、情報提供をする関係者の不在やセキュリティ強化による進入困難が予想されます。そこで、消防隊の情報提供体制の整備、消防隊の侵入のため、外部からの開錠措置などのセキュリティの強化に対する対策の必要性を説明しております。

続いて、第5節に移ります。5節では、個別リスクに応じた安全対策というものを示しており、こちらでは、宿泊、火気使用、個室利用、そしてセキュリティの強化といった施設の利用形態により生じる個別のリスクに対して、その課題と対策をそれぞれ説明しております。

続きまして、第6節に移らせていただきます。第6節では、デジタル技術を活用した管理体制ということで、1の検討概要では、今後の防火安全対策において、デジタル技術を活用した体制構築の有効性について説明しております。次の2から5項の中で、それぞれ具体的な機器を例示して、その機能により活用方法を提案しております。主な機器といたしましては、監視カメラ、そして、こちらの放電検出ユニット、自動通報の移報装置、そして、小規模自火報装置、あとはデジタルサイネージ。こちら、最後にクラウド型の放送設備など、こういった設備を紹介しております。

最後に、第7節のガイドラインについてご説明いたします。こちらの1番、ガイドラインの策定の目的と位置づけというところで説明をしております。ガイドラインが関係不在施設の防火安全対策を推進するための指針であることを説明し、ガイドラインの対象や目的について触れております。また、事業者の責任については、この部分で明確に言及しております。

2のガイドラインの構成と概要につきましては、本ガイドラインの構成として、共通対策と個別対策という2

部構成になっていることを、図3-7-1を用いて説明しております。3項と4項では、その中身について共通対策と個別対策の概要を示しております。主な共通対策の案といたしましては、関係者不在であることの周知、関係者が火災の連絡を受け、迅速に対応できる対応の整備などが挙げられております。

個別対策については、自動消火設備の設置、内装の不燃化、防災部品、防災製品の使用など、火災発生時の延焼拡大を抑制し、利用者の安全な避難を促すことに主眼をしております。5番、デジタル技術を活用した管理体制というところでは、こちらは、6節でもその有効性をご説明したように、人手不足への対応ですとか、効率的な管理にデジタル技術を活用した防火管理体制について提言しております。

続いて、6番の防火管理体制の構築と運用。こちらの中では、適切な立場の防火管理者の選任、実態に即した消防計画の作成の必要性、そして火災予防上の自主検査の実施方法の拡充について提言をしております。

そして、7番ガイドラインの実効性の向上策というところでは、こちらでは、ガイドラインを実際に有効にさせるために認証制度の導入ですとか、重複選任の要件としての活用というものを提案しております。

最後に、8番の今後の課題と展望では、今後も関係者不在施設の実態につきましましては、継続的に調査をして、火災リスクを分析していける仕組みの整備が必要であるということを説明をして、こちらをもって答申案を作成いたしました。

答申案の内容につきましてのご説明は以上になります。

#### 【議長】

ありがとうございました。非常に駆け足でご説明いただきましたが、ご質問とかご意見とかございましたらお願いします。

#### 【委員】

ご説明ありがとうございます。私から2点ほど質問させていただきます。

1点目が、42ページにお戻りいただければと思うんですが、最初のタイトルです。今回、これまでは、関係者不在施設という表現で、確かタイトルも統一されていたかなと思ったんですが、今回は、関係者不在という表現がなくなったわけじゃないですが、第3章の冒頭部分では、無人や少人数で管理運営する施設ということで、表現が2つある状況ですね。これがどういう関係なのかということと、少人数というのが、具体的に定義があるのかということ、何名までをもって少人数と言うのかといったあたりを教えていただければと思います。これが1点目です。

2点目は、細かい話で恐縮ですが、70ページのところで、図をお示しいただいたんですが、図の3-7-1。全ての関係者不在施設でとるべき共通対策と、各々の個別対策ということでおっしゃっていただいたんですが、この図の中で、共通対策という表現が見受けられるのですが、個別対策という表現ではなくて、付加的な対策となっておりますので、どういう関係なのか、あるいは付加的な対策ということが個別対策なのか、それも教えていただけます。これが2点目になります。

よろしく申し上げます。

#### 【事務局】

事務局からお答えさせていただきます。

まず、1点目。関係者不在施設の防火管理対策と表記が、従前の部会等でお示ししていたものと変わっていることについて、こちらの内容につきましては、無人や少人数で管理運営する施設の防火管理のあり方ということで諮問をいただいております、そこから、部会を重ねて、関係者不在施設の防火管理ということで、テーマを変えさせていただいたんですが、そういったところで、今、表題の部分が統一されていなくて、こちらについては、大変申し訳ないところであります。

それで、少人数というところの表現につきまして、最初に関係者不在施設というものを定義する上で、非常に曖昧な部分が多かったところです。ここにつきましては、第4回の部会の中でも、再度、関係者不在施設というものを定義させていただいております、営業中に従業員等の関係者を配置しない施設ということで、人数の部分については、そこは統一で、「いない」ということで、定義を採用させていただいておりますので、この部分については、そういった解釈になります。

続いて、70ページのガイドラインの構成と概要の部分で、共通の対策と個別対策という部分につきましても、こちら、部会の中で使用させていただいた図になりまして、この段階で、表現の統一がなされていなかったということで、おっしゃられるように、付加的な対策という部分が、まさに個別対策にあたるところでして、こういった共通の上に付加をして、個別の対策をとるものですよというものを説明したのになりますので、こちらについては、表記を統一して齟齬のないようにしたいと考えております。

#### 【委員】

ありがとうございます。ご回答自体、口頭でやり取りしている限りは非常によく分かるんですが、文章で、後ほど読むだけの方々に関しては、特に、無人や少人数で管理運営する施設というものと、関係者不在施設というものの関係性というものが、多分単純に考えると、疑問が沸いてくると思うんです。ですから、そのところを、冒頭でこれがイコールなのかどうかとか、何か追記していただいたほうが読者にとって分かりやすいと思うんですが、それはいかがでしょうか。

#### 【事務局】

そうしましたら、答申書の中で、今回、関係者不在施設という表現と、2パターン出てきておりますので、それについては分かるような表記をさせていただきたいと思っております。

#### 【委員】

よろしく申し上げます。

#### 【議長】

そのほかはいかがでしょうか。

#### 【委員】

64ページのセキュリティに関するところで、何か問題があったときには、自動開錠できるということで、このお話にも関連して、そもそも前提として、この情報機器を利用することはよろしいと思っておりますが、この制度といいますか、前提として、この全ての機器が健全に動いているということが前提になっていると思うんです。

個別のことについてはなかなか書きづらいかと思うんですが、本当に動かなかったときのフェイルセーフのことについて、どういうふうに全体として書かれているのであるとか、このセキュリティのところには書かれていると思うんです。

監視側のシステムについても、いろいろうまくいかなかったときにどうするか、そういうところは少しあるのかなと思いましたので、個々で書くか、そこが非常に注意が必要であるということを、どこか全体として入れていただくのもよろしいかなと思いました。

【議長】

回答がございますか。

【事務局】

今ご指摘いただいた点につきましては、答申案の中に追記をさせていただいて、理解していただくように記載をいたします。

【議長】

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

最初の防災センターの1章ですが、消火に関しては、今で大体いいと思うんですが、在館者というか逃げ遅れた人を検索というのは大事で、消防は到着して、早くやる重要なミッションですよ。そこがちょっと分からなかったです。まず、建物が遠隔管理になるので、そこは在館者の把握が甘くなるというか。今までは、防災センターにつなげれば、何となく人の気配みたいなことをやっていたかもしれないですが、その手立てがどうなるのか、ちょっと分からないのかということですね。それで、もともと建物側でそれが把握できていなくて、その情報を消防に伝達する仕組みもちょっとどうなるかなという感じがしました。

それから、防災センターの情報だけでやっていくというのは、大体そうなってくるんだろうなと思うんですが、例えば、火災事例を見ていくと、いっぺんに火報が勘違いして鳴ってしまったとかいうこともあるわけです。そういうような、今までというのは、問題はあろうと思うんですが、そういうことは顕在化するのではないかと。

それから、自動通報に向かっているのかなと思ったんですが、自動通報が、行ってみたら火災じゃなかったということがものすごく多いです。でするので、東京消防庁の体力をもってすれば、サポートできるかもしれないですが、自動通報というのは避けがたい方法かなと思うんですが、火災報の誤動作は、火災前に出なければいけないということは、こういうことをやっていくんだったら、そろそろ見直しが必要ではないかと考えます。ここでは、管理者に求めることは、東京消防庁、あるいは消防署側でもやらなければいけない、検討しなければいけないことがあるのではないかと思います。

【議長】

先ほどの防災センターにかなり絡むご質問かと思いますが、それでも、関係者不在施設も同様のことがあるかと思うんですが、何かご回答はございますか。

### 【事務局】

まず、在館者の把握という部分につきまして、実態調査の中でも関係者不在施設の一つの特徴といたしまして、入退室の管理が強化されているという部分があります。これにつきましては、入退出すると記録が残りますので、その在館者、在室情報等が、施設側で把握ができるということについては、ヒアリングで聞いております。こういった在館者情報につきましても、遠隔で、スマートフォン等で見ることができるということで、例えば、火災を覚知した関係者の方から、情報提供をいただけるような体制というのを構築していくことが、消防活動においても非常に有益になるのではないかなと考えております。

2点目の自動通報について、まさしく人がいない中で通報を自動化するというのは非常に有効な方策かと考えておりますが、委員のおっしゃっているように、非火災報が多いということで、この部分については、防災センター同様に、非常に対策が必要な部分だと考えております。

### 【委員】

入退出管理をちゃんと見ているというのは、例えば、セキュリティを上げたり、要するに火事のセキュリティを上げたりしても、保たれているんですか。

### 【事務局】

確かに、おっしゃられるとおり、セキュリティが解除されてしまった場合、非常解除されてしまった場合は、人の確認というのは確かに難しいと考えております。

ただ、その際に、今考えておりますのは、関係者不在施設におきましては、できる限りこの避難経路の明確化をするとともに、シンプルなレイアウトによって、避難を速やかにできるようにするというのと、まずは、消防機関に、関係者に何か起こったことを、自動火災報知設備を通じてまず通知するというのを、こちらの中に記載させていただき、消防機関に一報を速やかに行っていただく。それよって、避難をされている最中に、消防隊が速やかに到着できるような体制を構築することを、今目標として考えさせていただいています。

### 【議長】

補足、ございますか。

### 【庁内関係者】

補足させていただきます。

先ほどちょっと防災センターの話も出たので、防災センターの件について補足しますと、今回、防災センターの評価のお話ですが、基本的には原則、夜間とか人が無人になるところを、まずやっていこうという話をしていまして、日中の人が出て、在館者がいっぱいいるところについては、特別な対策をしない限り認めない方針にしております。原則的には、日中の人が多いとき、在館者がいっぱいいるときについては、防災センターの機械化導入ですとか、無人化の話というのはなかなかハードルが高くてできないような仕組みになっています。ですので、原則夜間で人がいないようなときにどうするのかという対策が、今回はメインの議論になっていますので、ご説明させていただきました。

もう一つの自動通報につきましては、現在こういった防災センターがあるところからの自動通報で、年間

誤報件数が300件ほどになっていまして、全体100万件以上の通報がある中の、誤報については約300件ということですので、全体に占める割合としては、許容できる数字になっていると思われれます。それと、現在、火災が起きてから119番通報するまでの時間が、特に大規模な防災センターがある建物ですと、どんどん年々時間がかかるようになっていまして、消防に通報した段階では、もう既に鎮火していたり、事後通報であったりという例が非常に多く発生しておりまして、その点からも、誤報件数が300件というところもあって、早めに通報していただいたほうがいいというようなことで、東京消防庁の指令室でも、そういった考え方を現在持っているというような状況でございます。

**【議長】**

よろしいでしょうか。それでは、Webのほうからご発言がございませうか。

**【委員】**

ご説明等をありがとうございました。私、前回は質問し、今回、書いていただいた内容の確認ですが、関係者不在施設の防火安全対策ガイドラインのところ、利用者への周知の話ですが、集客段階においても周知することが望ましいということで、前回の議論ではほかの方の発言もあり、この書きぶりには、納得はします。が、今のご説明の中で、事業者へのヒアリングを行っていただいて、こういう書きぶりにしたというのがございました。その事業者へのヒアリングで、事業者はどのようなご回答というか、どのようなお返事があったか、そのあたりをお聞かせ願いたいのですが。

**【事務局】**

事務局からご回答させていただきます。まず、こういった表記につきまして、我々も検討する中で、どの段階において周知を求めるかということで、その段階において必要な周知を考えました。その中で、事業者様の方にもご意見を伺いまして、主な意見といたしましては、広告に、こういった不在であるということ載せるというのは、防犯上余り好ましくない。防火安全対策上、常に防犯という面では、非常に対になる部分でありまして、公に人がいないですよとか、そういったことを出すのは、防犯上余り好ましくないというようなご意見がありました。

また、不在の状況というのも、店舗によって様々であって、全ての施設が不在ではない、または、不在であった店舗が有人に変わっていくとか、そういった状況の変化に応じて、広告に正確な情報を出すということが非常に難しいというようにお話も伺いました。

ただ、1点、こういった意見を踏まえまして、我々としても、早期周知ということについては非常に必要なことだと考えておりますので、そういった実現性の部分といったところを検討いたしまして、周知が望ましいということで、反映させていただいております。

**【委員】**

ありがとうございました。今のご説明に納得、理解はできます。ただ、防犯上好ましくないということはそのとおりで、それは、利用者にとっても好ましくないですね。実際にいないということが分かったら防犯上好ましくない。つまり、関係者がいないということは防犯上も好ましくない、と事業者はわかっているのですよね。その辺りが、何度も申し上げるようですが、利用者は関係者がいないということに納得して利用すると

ということが大事なのではないかと思います。

また、この答申案でも、利用者が初期対応をすることが盛り込まれていると読み取れますので、そのあたりをもっと考えていただくことをお願いします。これから運用していくと見直しもございませうでしょう。この表現で、実際はどうなっていくかということが大事だと思います。この内容で答申となるのだと思いますが、以上のことは消費者として意見を申し上げておきます。

**【事務局】**

ありがとうございます。今おっしゃっていただきました利用者の初期対応につきましては、必ずしも求めるものではないというものになりますので、表現等を再度確認させていただいて、それが正確に伝えるようなものに修正をさせていただきたいと思います。

**【議長】**

よろしいですか。どうぞ。

**【委員】**

関係者で自主検査をしようというのが、51ページの2の自主検査実施体制ということで、書かれているんですが、それこそ、使用者や利用者に、そういったところをオープンにして、かつ利用者側からのそういった、これは危ないじゃないかというクレームを受け付けるような、体制をつくっておくというのもこういった施設にとっては重要なんじゃないかと思います。

関係者がいらしゃれば、その方にクレームが言えるけれども、言えないという状況をどうくみ取るかという、そういった体制も必要かなと思いました。

**【事務局】**

ありがとうございます。貴重なご意見をいただきましたので、そういう点も反映をさせていただければと思います。検討させていただきます。

**【議長】**

ほかはよろしいですか。どうぞ。

**【委員】**

59ページの、図の3、4、5に、避難誘導に関する対策例を書いていただきまして、明確な避難経路の確保とか、2方向避難の確保とか、その辺は、これでしっかり説明されると思うんですが、こういう図を載せるとしたら、本棚の配置で、行き止まりになっていますよね。もし、可能であれば、この本棚を回り込めて、ぐるっと、こちらからも避難できるというか、そういう図にしたほうが、せつくなのでいいのかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

**【事務局】**

ありがとうございます。そうしましたら、この3-4-5の図について、そういった形で再度作成させていた

だきます。

【議長】

オンラインの方からお願いいたします。

【委員】

61ページからの個別対策のところでは1点質問と意見を申し上げたいと思います。宿泊施設における対策と、それから3番の個室利用施設における対策、この間に、火気設備使用施設というのが挟まっているのが非常にご苦労されたところかなと思うんですが、宿泊施設ではない個室利用施設については、見学も参加させていただきましたが、実質的に若者の間などでは、ほとんど宿泊施設として認識されるところも、普通にあると思われれます。

ですから、ここで提案されている対策の、1番の宿泊施設と個室利用施設へのこの対策案の内容の違いです。ここが本当にこれでいいのかというのが非常に気になりました。特に内装に関して、宿泊施設に関しては内装不燃ということをやっているのに対して、個室利用施設についてはそれが無いと思います。

いずれにしても、初期通報も遅れがちという話が先ほどありましたが、初期消火というのも当然遅れてくることになりますので、初期の火災拡大を抑えるというためにも、内装の不燃というのは、ぜひ消防の側から言っておくべきことではないかなと思います。ご検討をよろしくお願いいたします。

【議長】

個室利用施設も宿泊施設として使えることもあるので、内装不燃化が必要ではないかというご意見でした。

【事務局】

今、ガイドラインでも、個別リスクについて強化対策に触れておまして、内装の不燃化というところでまとめており、宿泊施設につきましても、内装の仕上げについては準不燃材にするということと、防災物品、製品の使用ということで、規制を考えております。

一方、個室利用のほうにつきましては、特にそういった記載がありませんでしたので、この部分については検討をさせていただきます。

【委員】

よろしくお願いいたします。

【議長】

ほかはよろしいですか。時間もかなり予定時間を過ぎているような状況なので、次の課題に移らせていただきます。それでは、3番目ですが、新しい仕様形態を有する施設等の防火安全対策ということで、こちら事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

新しい仕様形態を有する施設の防火安全対策について答申案を説明させていただきたいと思います。ま

ず、はじめに、スライドで全体の概要を簡単に説明させていただいたあと、答申案の構成等についてポイントを交えながらご説明させていただきたいと思っております。

まず、背景等ですが、時世の変化に伴い、様々な客席形態を有する大規模イベントなど、火災予防条例で定める劇場等の現在対応できないケースが増加しております。特に右側の写真のように国内の全席立ち席形式の、いわゆるオールスタンディング形式の客席については、条例の規制によってではなくて、あくまで行政指導として指導させていただいている現状がございます。

それらを踏まえて、昨年度火災予防審議会と並行して、別に火災予防条例等で定める劇場等における客席等の基準のあり方に係る検討委員会で、実験等を詳細にしまして、そちらの方の実験結果等を火災予防審議会で報告させていただきながら、検討を進めてきた次第でございます。その中で、検討してきた内容の中で、1つ目として、まず、現行の基準と課題についてご説明させていただきます。

現行としましては、立ち席の基準がないわけではないんですが、固定の客席の後方とし、オールスタンディングの基準はないというような形で運用してきているところなんです。一方で、行政指導として指導しているのが右側に示しておりますように、5m×2.4mで、1㎡あたり2人にしましょうというような形で、ざっくり言えば、この1つのブロックに24人までにしてくださいねと、現実には非常にかけ離れている指導をさせていただいているところなんです。

そういった課題がある中で、避難実験を、予備実験と本実験、150人と250人で実験をさせていただきました。その実験を踏まえまして、次のスライドで提言をさせていただいているところなんです。

実証実験で安全性が確認された内容や実態調査の結果等に基づいて、新たな基準を火災予防条例に定めるべきだという形で、提言の案を作成しております。大きく5つの基準としております。立席区画、立ち席を設ける部分は250人以下ごとに、手すりや床面の表示でまず区画します。

2つ目として、立ち席区画は2以上の出入り口に避難所誘導に接続すること。右側に簡単な例を示しております。250のブロック、どこも直接出入り口に面している。その出入口以外にも、ほかの250人の区画を通してほかのところにも行けるように、2方向避難を確保しましょうというのが2つ目。

3つ目として、段差の禁止、それから定員の管理、最後に避難誘導計画を定めましょうという形で、トータル5つの基準を提案させていただいております。

前提として、これらの基準というのは、※印を書かせていただいているのですが、劇場等については、従前より法令により様々な規制をしております。それらの防火安全対策が講じられていることがあくまで前提として、今回基準を策定しているということを申し添えさせていただいております。

また、この中に、「避難上有効に」であるとか、一部をふわっとした書きぶりがございます。こういったものについては、令和7年度、今年度から始めてはいるんですが、令和7年度にもわたって、細かい運用基準というのは、業界団体の皆様のご協力いただき、研究者の皆さんのご協力を得て、さらに詳細を詰めていくということで予定しております。

その細かい検討をしていく中の一つとしまして、四角のところで書かせていただいているのですが、大規模空間のオールスタンディング、アリーナレベルの広さのものについては、今回の基準については、そのまま適用することは非常に難しいという状況がございます。そういったものについては、避難シミュレーションや安全対策の状況を踏まえて、個別、1件ごとに検討して、特例を認めていくという形で弾力的な運用ができるように考えております。

さらには、既存のオールスタンディング施設については、原則として不遡及という形で考えております。た

だ一方で、既存の多目的ホールとか、そういったところを活用して、可搬式の手すりを用いて実施する場合などは、基本的には新基準を適用していただくと考えております。こちらの詳細も別で行われたところで、詳細に検討していきたいと考えております。

では、答申案の説明をさせていただきたいと思っております。75ページをお開きください。まず、第1節としまして、劇場等の現状と課題を説明させていただいております。1番、諮問の背景で、2番で立ち席に関する基準、現行の基準、それから、予防事務審査・検査基準における行政指導の基準を若干詳しく書いております。

76ページの下には、先ほど申し上げた内容、3行目、立ち席の1ブロックの大きさが $2.4 \times 5.0$ であれば $12\text{m}^2$ となり、定員の管理や行政指導、2人と行政指導でやると24人以下。これをやっているところはほとんどない現状です。その中で基準をつくってほしいと。その中で、事例として、次のページ、オールスタンディングの実例をいくつか挙げさせていただいております。細かい手続きでやっていただいているところもあるんですが、それでも、100人を超える単位でやっていただいているものであるとか、事例2、事例3の方をご覧いただければ、行政指導と実際の乖離が確認できるのかなと思っております。

そういった中で、4つ目として、行政指導基準の課題として3つ挙げさせていただいております。1のブロックが $1.2 \times 5$ だと現状に合わないよということ。手すりの形状はコの字型を行政指導させていただいている分がありますが、この形はどうなるんだろうかということ。定員の管理、 $2\text{人}/\text{m}^2$ はどうだろうということ。挙げさせていただいております。それらの基準、課題に対して、まず、前提として防火安全対策がどのようなものがあるかというのを5に記載させていただいております。

それらを前提としまして、6の検討の業務委託という形で、先ほど申し上げさせていただきましたが、本審議会とは別に検討委託をしております。こちらが、資料編に、先ほど関係者不在施設の資料の、その後ろに、かなりの量になっているんですが、報告書という形で掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

第2節で、予備実験について説明させていただいております。こちらが150人の方々にご協力いただいて実験をしたところです。主に、81ページを見ていただいて、5の実験パターンといたしまして、(1)行政指導で設けている手すりというのが一体どのぐらい有効なんだろうかという形で実験をしております。実験は、行政指導2人というので、行政指導してはいるものの、それは実際やれていないので、基本的には、密度は3人程度で実験をさせていただいております。手すりがある場合とない場合で比較をしている。

2つ目としては、密度の違い。 $1\text{m}^2$ あたり何人いるのが適切なんだろうかといったところで実験をしております。84ページの予備実験の結果、それぞれあるんですが、最後の(3)番のまとめのところ、4行目です。客席密度は $5\text{人}/\text{m}^2$ は、半数の人が実験した結果です。まず、その手すり自体が妨げになるというアンケート結果も出てきております。細かく手すりを設けすぎると、避難の妨げになるという意見もある一方で、転倒防止として一定の有効性が考えられるというような結果が出ております。

また、密度については、 $5\text{人}/\text{m}^2$ でやった場合には、半数の人が転倒の危険を感じるというような結果が出ました。ただ、一方で3~4人であれば、余り差がないのかなというような結果が出ております。また、全体の人数としましては、 $4\text{人}/\text{m}^2$ 以下であれば、150人は許容できるという形で、予備実験では結果が出ております。では、150人が許容できるのであれば、何人だったらいいんだろうかということで、本実験をしております。

おめくりいただいて、こちらの85ページの下で、人数を150人、200人、250人と変えまして、密度を3人、4人、5人それぞれ実験をしております。最終的な結果として、87ページの(3)のまとめのところに記載

しております。

客席の密度が大きくなるほど、転倒危険を感じる割合が増加する傾向があるということで結果が出ておりますが、一方で、定員を250人までに増やしていても、密度が同じであれば、そこまで転倒危険を感じる人は少ないのかなといった結果が出ております。

最終的なオールスタンディングのあり方の基準としては、今250人までしか実験をしておりませんので、250人以上がどこまでというのはまだ示されておりませんが、基準の案としましては、1つ目のとして250人を超える場合は、250人以下に区画しましょうということで、先ほども申し上げましたが、避難所出口の確保、それから、段差の禁止、定員の管理、避難計画ということ、まず提言させていただいております。それぞれの考え方について、(1)、(2)、(3)、(4)と示させていただいております。これらの具体的なものについては、四角の枠内は条例の案にしていくことを考えているのと、あと細かいところについては運用の中で解説等に示していくことを想定しております。

第5節で、その他の課題として、いろんな形態がある中で、この基準がそのまま適合しないものもあります。そういった場合は、様々な状況が考えられますので、一律な基準化をするのが困難と判断しまして、それぞれの個別の案件ごとに、特例を検討していく必要があるということで1つ目にまとめております。

2つ目として、ライブハウスの取扱いについては、ライブハウスは、ワンドリンク制とするなどにより、飲食店として取り扱うことで、興行場法の適用がなされない場合があります。そういった場合、東京消防庁においても、3項の飲食店として扱っていて、なかなか規制が難しい状況ではあります。そういった中で、最後、こういった単位面積当たりの収容人員が多い劇場等と同様の施設の安全性対策についても、今後継続して検討していく必要があるだろうとまとめさせていただいております。

さらに、3として、既存施設の取扱いについては、既存については基本的には新基準は適用しない。ただ、可搬式のようなものについては、手すりの区画等が可能なものであるものについては、規制を適用していきたいと考えておりますが、詳細についてはまた別途検討を進めていきたいと思っております。

特例の要件に係る規定の整備という形で記載させていただいております。字句の微妙な変更なので、詳細の説明は割愛させていただきます。最後、第5章のところの第3節に、97ページです。こちらで、今説明した内容の概要版として掲載させていただいております。

資料編では、先ほど関係者不在施設というところで、なかなか見つかりにくかったところですが、後ろ半分は、ほとんど劇場等の報告書になっております。例えば、3-何ページとかというようなことがあるんですが、この先頭の目次のところ、ちょっと見ていただければと思います。後ろ半分は、数字-数字というページになっているんですが、その先頭のあたりです。

こちらは、昨年度実施した検討報告書という形になっております。こちらで、検討体制、背景、現行基準の課題、実態調査。特に、実態調査では、事故事例であるとか、過去の法令、都市の法令、その他の劇場等の実態なども、詳細に数を、多数のものを掲載しておりますので、こちらはまたお時間あるときにご確認いただければと思います。

また、本実験、予備実験の方も詳しくやっておりますので、今回の条例の規定改正につながる実験と、そうでない様々な種類の実験も実施しておりますので、こちらもぜひお時間あるときにご確認いただければと思います。

新基準案と今後の課題については、火災予防審議会でご検討いただけるのとほぼ同じような内容、若干ずれもあると思いますが、そういった形でまとめさせていただいております。

雑駁ではございますが、新しい仕様形態を有する施設等の防火安全対策についての説明は、以上とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ただいまのオールスタンディング関係の施設のやり方ですが、こちらにつきましてご質問、ご意見はいかがでしょうか。先ほどまでのとは少し趣が違う内容ですが、こちらでよろしいですか。

もしないようでしたら、先ほどまでも含めまして、もしご発言をまだされていない方で一言ございましたら、どうぞお願いします。

【委員】

防災センターのお話で、資料の電子化の話で、サーバーに保存するよみみたいな話があると思うんですが、サーバーにあるだけではなくて、防災センターにきちんとスタンドアローンというわけではないんですが、ネットワークにつながってもいいんですが、そのパソコンで必ず見られるという状況であるということ、きちんと担保されているのか、ちょっと気になったんですね。私も最近クラウドになっていて、ちょっと前に使ったファイルを読み出そうとすると、インターネットがつながっていないと開けなかったりするので、そういったところが一つ心配になって、あえて今説明させていただきました。

それと先ほど、無人施設で、ちょっと客のクレームをきちんと受け取るようなという話をしたんですが、本当は言いたかったのは、自主点検の、こういう項目をしろということについて、その点検結果の開示みたいなことを施設の中でやればいいのかなど。

駅中のトイレの清掃をしましたと、ハンコを押したりしますよね。ああいうことをやっている、点検しているんだと、利用者が見て、クレームをしやすみたいなの。でも、余りクレームを増やしてもしょうがない、意味がないかもしれないですが、そういった方法もあるというところが、どこかに書かれていると、使用者による火災予防というのが充実するのかなと思いました。

【議長】

いかがでしょうか。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。それでは、事務局から回答させていただきます。

まず、1点目が、防災センターの図書の電子化の話だったと思います。先生のご指摘のとおりで、実は、今回は遠隔監視をやる中で、遠隔監視場所と実際消防隊が現場に行っている建物とで、同じ図書を共有して見られるように、電子化で保存するよという、そういう視点でつくっております。ですので、実は、先生のご指摘の内容も、どっちに保存させて、インターネットが切れた場合はどうなるのという話が入ってございませんでしたので、答申書の中に、先生のご指摘のとおり、インターネット回線が切れたときも、その建物側で見れるよというのを入れさせていただくような形で、修正をさせていただきたいと考えております。

2点目の、関係者不在施設のデジタルでの点検の結果の対応のところにつきましても、実は、私どものところでも、そこまで私どもでも検討が進んでいなかったところがございますので、そこについても答申書の中で追加させていただくような形で検討させていただきたいと思っておりますので、その旨よろしく願いいたし

ます。

**【議長】**

よろしいでしょうか。

では、もしないようでしたら、これで議事は終了しましたので、司会進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくをお願いします。

**【事務局】**

長時間にわたりまして、ご審議いただきましてありがとうございました。本日、多数ご指摘いただきました内容につきまして、答申書等で修正させていただいたあと、委員の皆様方に再度お送りさせていただこうと考えております。

次回につきましては、3月10日月曜日に総会開催を予定しております。場所につきましては、東京消防庁本部庁舎の7階特別会議室におきまして、14時頃からの開催を予定しております。出欠のご回答につきまして、現在お願いを差しあげているところでございますので、ご対応をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、火災予防審議会人命安全対策部会第7回部会を終了いたします。

(午前11時53分終了)